

宮崎市建設工事総合評価落札方式による条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市が発注する建設工事において、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第5条の規定に基づき、本市が発注する建設工事の品質が高められるよう、総合評価落札方式による条件付一般競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）の実施に関し、宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）、宮崎市建設工事等の条件付一般競争入札に関する要綱（令和4年10月13日告示第625号）及び宮崎市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱のほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(総合評価落札方式の対象等)

第3条 総合評価競争入札の対象は、価格及び価格以外の要素を一体として評価することが妥当と認められる建設工事で、次の各号のいずれかに該当するものとし、単体の建設業者及び共同企業体との混合による評価ができるものとする。

(1) 簡易型

入札参加希望者が提示する簡易な施工計画のほか、施工実績、当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の能力及び地域精通度等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(2) 特別簡易型

入札参加希望者が提示する施工実績、配置予定技術者の能力及び地域貢献度等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

2 前項の規定により、総合評価落札方式を適用する建設工事は、競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱（昭和56年告示第90号）第9条に規定する宮崎市建設工事請負等指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審議を経て選定するものとする。

(総合評価落札方式の審査)

第4条 選定委員会は、総合評価競争入札を公正かつ適切に実施するため、次の各号に掲げる事項を審査する。

(1) 適用する建設工事

(2) 落札者決定基準の設定

(3) 簡易な施工計画、施工実績、配置予定技術者の能力及び地域貢献度等の評価

(4) その他必要な事項

(学識経験者への意見聴取)

第5条 市長は、総合評価競争入札を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づき、落札者を決定しようとするときに意見を聴く必要があるとされた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札候補者の決定基準)

第6条 落札候補者の決定基準は、評価項目及び評価基準で構成する。

2 評価項目には、入札参加者の施工能力のほか、地域貢献度を測定する指標を設けるとともに、評価基準には、必要度や重要度に応じた配点（以下「技術評価点」という。）を設けるものとする。

3 評価は、入札価格から算出した得点（以下「価格評価点」という。）及び技術評価点の合計とし、次の各号に掲げる算出式で得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。なお、評価値は、四捨五入により、小数点第二位まで表示するものとする。

(1) 簡易型

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 80 \times \text{最低入札価格} / \text{入札価格} \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \text{ (満点20点)} \end{aligned}$$

(2) 特別簡易型

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 90 \times \text{最低入札価格} / \text{入札価格} \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \text{ (満点10点)} \end{aligned}$$

(入札の公告等)

第7条 総合評価競争入札を実施する場合は、宮崎市建設工事等の条件付一般競争入札に関する要綱に基づく事項のほか、次の事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を適用すること
- (2) 落札候補者の決定基準

(提出書類)

第8条 総合評価競争入札を実施する場合は、入札参加資格及び評価項目を審査するため、入札参加希望者に次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - (2) 入札参加資格調査書（様式第2号）
 - (3) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 提出書類の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- 3 入札参加希望者から提出された書類は、入札参加資格の確認又は施工実績等の評価以外の目的には使用しない。
- 4 入札参加希望者から提出された書類は、返却しない。
- 5 定められた提出期限後における申請書等の修正及び再提出は認めない。
- 6 提出期限までに、第1項の書類を提出しない者は、当該入札に参加することができない。

(技術力等の審査)

第9条 入札参加希望者から提出された書類は、審査において、評価項目及び評価基準との照合、技術力等の妥当性を確認するものとする。なお、市長は、必要と認めた場合、入札参加希望者に説明を求めることができる

(落札者の決定方法)

第10条 落札候補者は、次の要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 宮崎市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱第5条に規定する失格基準価格を下回らないこと。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときで、価格評価点と技術評価点が異なる場合は、くじにより落札候補者及び次の順位以降の者を決定するものとし、価格評価点と技術評価点と同じで入札価格が異なる場合は、入札価格が低い者を落札候補者とする。

3 前各項の規定により決定した落札候補者は、選定委員会において、落札者として決定する。

(失格基準)

第11条 総合評価競争入札において、契約内容に適合した履行を確保するため、次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 提出書類が要件を満たしていない者
- (2) 低入札価格調査において、失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、資料の提出及び事情聴取に協力しない者
- (3) 低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認

められた者

(評価結果の公表)

第12条 市長は、評価の結果、入札価格及び評価値について、契約締結後速やかに、閲覧に供する方法により公表するものとする。

(評価内容の担保)

第13条 落札者は、同第4条で評価を受けた施工計画に基づき施工しなければならず、契約の締結に当たり契約上履行すべき事項である旨を契約図書に明示するものとする。

(施工計画が履行されなかったときの対応等)

第14条 市長は、落札者が提示した施工計画が履行されなかったときは、落札者の責めによらない場合を除き、工事成績評定点の減点を行うものとする。

2 前項に規定する事項については、入札公告に記載するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合評価競争入札の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

殿

（共同企業体の名称）
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日付けで公告のありました（工事の名称）に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札参加資格調査書（同種工事施工実績調書）様式第 2 号（その 1）
- 2 入札参加資格調査書（主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書）様式第 2 号（その 2）
- 3 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- 4 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- 5 その他入札参加資格確認に必要な資料

注 共同企業体の入札参加資格確認の申請に当たっては、協定書及び委任状を添付すること。

入札参加資格調査書

工（工種・工法を指定する場合） 商号又は名称

工 事 名		
発 注 機 関 名		
施 工 場 所	（都道府県名・市区町村名）	（都道府県名・市区町村名）
契 約 金 額		
工 期		
受 注 形 態 等	単体／共同企業体（出資比率）	単体／共同企業体（出資比率）
工 事 概 要		

注1 公告に掲げる同種工事の要件を満たす工事の施工実績を記載すること。

注2 記載した工事についてCORINS登録した工事カルテの写しを添付すること。ただし、CORINS登録していない工事については、請負契約書の写し又は発注者の証明書及び工事の内容並びに引渡し完了したことが確認できる書類を添付すること。

注3 共同企業体での施工実績を記載する場合において、CORINS登録していない工事については、JV協定書の写しを添付すること。

注4 共同企業体での入札参加資格確認申請の場合は、施工実績を有する構成員についてこの調書を作成すること。

入札参加資格調査書

商号又は名称 _____

配置予定技術者氏名			
生 年 月 日			
採 用 年 月 日			
最 終 学 歴			
法令による資格・免許	資格の名称 取得年月日 登録番号	資格の名称 取得年月日 登録番号	資格の名称 取得年月日 登録番号
工事 経験 の 概 要	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所	(都道府県名・市区町村名)	(都道府県名・市区町村名)
	契 約 金 額		
	工 期		
	従 事 役 職	現場代理人・主任(監理)技術者・その他の技術者(職名等)	現場代理人・主任(監理)技術者・その他の技術者(職名等)
	工 事 内 容		
手 持 工 事 の 状 況	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	役 職 名		
	引渡(完了検査)予定年月日		
	備 考		

注1 公告に掲げる同種工事の要件を満たす工事の経験を記載すること。

注2 記載した工事についてCORINS登録した工事カルテの写しを添付すること。また、CORINS登録していない工事については、請負契約書の写し又は発注者の証明書及び工事の内容並びに引渡し完了したことが確認できる書類を添付すること。

ただし、当該工事が「入札参加資格確認資料(同種工事施工実績調書)様式第2号その1」に記載した工事と同一のものである場合、工事カルテ等の添付を要しない。

注3 共同企業体での施工実績を記載する場合において、CORINS登録していない工事については、共同企業体協定書の写しを添付すること。

注4 手持工事とは、現在施工中の工事のうち、本工事の配置予定者が当該工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人となっているものをいう。なお、手持工事の引渡(完了検査)日が本工事の入札日以降となる場合、備考欄に対応等を記入すること。

注5 入札参加資格確認申請書等の提出期限後の配置予定技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないので留意すること。

注6 配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ、開札執行日時点で3か月以上の雇用関係にある者に限る。

なお、要件確認書類として監理技術者資格者証(平成16年3月1日以降に交付を受けた者は、監理技術者受講終了証も添付すること。)、健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写しのほか、他に指示する資料を添付すること。

注7 共同企業体での入札参加資格確認申請の場合は、施工実績を有する構成員についてこの調書を作成すること。

注8 施工実績を必要としない技術者については、「工事経験の概要」欄を記入する必要はない。

注9 「法令による資格・免許」の欄が不足する場合には、別葉にしても差し支えない。